



こういきれんごう

H24.3
臨時号

久慈広域連合

東日本大震災に伴う減免制度の期間延長のお知らせ

東日本大震災により被災された第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険サービス利用者負担額及び介護保険料について、減免の期間を延長します。

介護サービス利用料の減免

	変更前	変更後
減免の期間	平成23年3月1日から平成24年2月29日までのサービス利用分	平成23年3月1日から平成24年9月30日までのサービス利用分
申請の期限	平成24年2月29日	平成24年11月30日

介護保険施設等における食費・居住費の減免については、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの利用分が対象です。（申請期限は平成24年4月2日まで）

介護保険料の減免

	変更前	変更後
減免の期間	平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間に納期限を迎える保険料	平成23年3月11日から平成24年4月2日までの間に納期限を迎える保険料
申請の期限	平成24年2月29日	平成24年5月1日

平成23年度分までの介護保険料の減免については、平成24年5月1日が申請期限となります。お早めに申請してください。

平成24年度の保険料についても一部減免を実施します。手続きなどについては、あらためてお知らせします。

介護サービス利用料の減免について

対象となる方

- ・本人または主たる生計維持者が居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・主たる生計維持者が長期入院したことにより著しく収入が減少した方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・原子力発電所事故等に係る避難世帯の方

申請に必要なもの

- ・り災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類
- ・すでに利用者負担額等の支払いを行っている場合は、領収書
- ・印鑑

※久慈広域連合で発行する「免除認定証」を介護サービス事業者に提示することにより利用者負担額等が免除となります。

※現在交付している免除認定証の有効期間については、「平成 24 年 2 月 29 日」の記載を、「平成 24 年 9 月 30 日」と読み替え、引き続き使用できるものとします。

保険料の減免について

対象となる方

- ・本人または主たる生計維持者が居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・主たる生計維持者が失業等により著しく収入が減少した方で、前年の所得金額が一定基準以下の方
- ・原子力発電所事故等に係る避難世帯の方

申請に必要なもの

- ・り災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類
- ・印鑑

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課	☎ 0194-61-3355
久慈市介護支援課	☎ 0194-61-1112
洋野町福祉課	☎ 0194-65-5915
野田村住民福祉課	☎ 0194-78-2927
普代村保健福祉課	☎ 0194-35-2114